

# どんなときに弁護士に相談すればいいの？

かかりつけの医者を持つと同じように、長期にわたり継続的に相談にのってもらえるかかりつけの弁護士を持っていると便利で安心です。

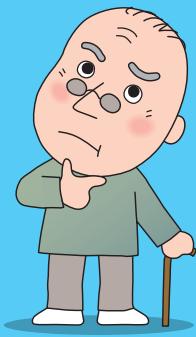
しかし、「弁護士は訴訟のときに頼むもの」という印象が強いためか、悩みや問題を抱えていても、弁護士に相談する人は少ないそうです。

そこで、弁護士がどのような活動をしているのか、どのような相談にのってくれるのか、

朝日新聞「わかるわかる運動」が日本弁護士連合会に聞いてみました。

## 老後のことを あれこれ考えると眠れない

相続やお墓のこと、  
認知症になったら誰が私を見てくれるのか、  
老人ホームのことも考えたが  
老健とか特養とかよくわからない。  
いろいろ心配で、一度法律相談をしたことがあるが、  
予約が面倒だし、遠くまで相談に行くのはからだがつらい。



### 解決 安心して暮らせるようお手伝いします

普段の生活でトラブルに巻き込まれないようなアドバイスや、トラブルが起きたときに的確な対応をしてくれる弁護士がいると安心ですね。老後についてのお悩みは、弁護士にお気軽にご相談ください。これからは、あなたの家族環境や生活状況まで把握した弁護士が、あなたの相談相手です。

## 経営上の悩みや不安、 何から手をつけたらいいの？

「相手から契約書が送られてきたが、  
このまま押印してしまってもいいのだろうか」  
「従業員とのトラブルを未然に防ぎたい」  
「未収金を発生させないためにできることは」  
「過剰債務や資金繰りのことで頭がいっぱいで、  
仕事が手につかない」



### 解決 弁護士は中小企業を応援します

中小企業の事業運営をめぐる、上記のような問題以外にも、クレーム対応、模倣品対策、海外展開、事業承継など、法律問題が山積みです。法律問題のことは、あなたの会社の事業展開を熟知した弁護士に任せて、あなたは本業に集中することを考えてはいかがでしょうか。まずは中小企業を応援する「ひまわりほっとダイヤル」にご連絡を。

## うちの子、 いじめられているのかしら……

うちの子が仲間外れにされているようだ。  
学校に相談しても積極的に動いてくれないし、  
子どもも親にはなかなか本音を言ってくれない。  
手遅れになる前になんとかしたいのだが、  
子どもに向き合って子どもの話を聞いてくれる  
大人はいないのか。



### 解決 弁護士は大人だけのものじゃない

ご両親にとって、お子さまのことは自分のこと以上に心配ですよね。弁護士は、いじめや体罰などについて、ご両親だけではなくお子さまからの相談にも応じています。また、いじめが発覚してからの対応だけではなく、いじめを予防するために、小中学校でのいじめ予防出張授業も行っていきます。弁護士は子どもの人権も守っているのです。

## こんなことも弁護士に 相談してもいいのかしら？

「交通事故に遭ったが、  
保険会社からの提示金額で示談してもいいの？」  
「子どもやお金のことを考えると夫に離婚を言い出せない」  
「無料の18禁サイトを閲覧したら高額請求され、  
恥ずかしくて誰にも相談できない……」  
納得できないけどしかたないか……。



### 解決 みなさんの身近な相談窓口として

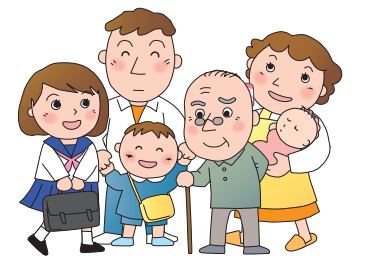
交通事故や離婚問題、詐欺被害などの身近なトラブルは、小さな問題だからとか、恥ずかしいからと、誰にも相談できずに悩んでいる方がいらっしゃいます。しかし、「納得いかない」「おかしいな」と思ったら一人で悩まず弁護士に相談してください。問題が大きくなるうちに早期解決することも弁護士の仕事なのであります。



# そうか！

弁護士は身近な問題にも対応してくれるから、  
問題が大きくなる前に、相談したほうがいいんだね！

※弁護士はトラブルが発生してからだけのものではありません。トラブルを予防するためにも早めにお近くの弁護士会にお電話ください。相談料は、おむね30分で5,250円(税込み)です。



相談ま  
での流  
れ

「困ったな」と思ったら、  
まずはお電話を  
全国共通ダイヤルで  
法律相談窓口につながります。



個人の方

ひまわりお悩み110番 なやみ 110番  
0570-783-110

※受付時間は弁護士会によって異なります。

事業に関する  
ご相談

ひまわりほっとダイヤル おおい ちろーしょー  
0570-001-240

受付時間：月曜日～金曜日(祝日除く)10:00～12:00/13:00～16:00

※通話料がかかります。※PHSおよび一部のIP電話からはつながりません



スタッフに必要な事項を  
お伝えください

スタッフにお名前、連絡先、ご相談の概要  
などの情報をお伝えのうえ、弁護士との  
面談日、相談場所をお決めください。

もっと身近に相談にのりたい あなたの応援団

JIBA 日本弁護士連合会  
http://www.nichibenren.or.jp